

奈良県土木部施工体制点検特別調査班（施工体制Gメン）
立入調査実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に基づき、奈良県土木部が入札した建設工事の施工現場への立入調査の実施に関して必要な事項を定め、監督職員等が行っている点検を補完し、更なる工事現場の適正な施工体制の確保を図り、良質な公共事業の推進及び不良不適格業者の排除を目的とする。

（立入調査実施体制）

第2条 立入調査は、班長及び調査員から編成される調査班により行うものとする。
2 調査班の班長及び調査員は技術管理課職員をもって構成するものとする。ただし、調査員については、必要に応じ公共工事契約課、建設業指導室及び事業担当課の職員を加えることができるものとする。

（立入調査の対象）

第3条 立入調査の対象は、奈良県土木部が入札したすべての工事を対象とするが、主として下記に該当する工事から抽出するものとする。
(1) 請負代金が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の工事
(2) 低入札価格調査制度による調査基準価格未満で契約した工事
(3) 建設業法、建設工事請負契約書（以下、「建設業法等」という。）に違反の疑いのある工事等その他特に必要と認められる工事

（調査の方法）

第4条 立入調査は、工事の施工現場に立ち入ることにより行うものとする。
2 前項の施工現場への立入調査により、次のいずれかに該当し特に必要があると認められる場合は、当該工事の受注者の営業所等に対しても立入調査を行うものとする。
(1) 配置技術者に疑義があると認められる場合
(2) 施工体制台帳及び施工体系図に照らして現場の実態が異なると認められる場合
(3) 一括下請けの疑いがあると認められる場合
(4) その他特に必要があると認められる場合
3 立入調査は、「立入調査点検表」（様式1及び様式2）に基づき、それぞれの項目について、行うものとする。

4 立入調査により不適切な事項が発見され、特に必要があると認められる場合は、書類の写しの徴取及び写真撮影を行うものとする。

(立入調査の拒否)

第5条 正当な理由が無く、立入調査を拒否した場合は、建設業法第二十八条第3項により、監督処分等の対象とするものとする。

(業者指導)

第6条 建設業法等に照らして不適切な事項があった場合、調査班は受注者に対し「確認書」(様式3)を交付するものとする。

2 調査班は、前項において「確認書」を交付した場合、建設業指導室長、公共工事契約課長、技術管理課長及び当該工事の総括監督員(以下、「監督員」という。)に報告するものとする。

3 前項で報告を受けた監督員は、当該工事の受注者に対して文書による改善指示を行ったうえ適切な施工体制の確保を指導し、その結果を調査班に報告するものとする。

なお、調査班はその結果を建設業指導室長、公共工事契約課長及び技術管理課長に報告するものとする。

(その他)

第7条 調査班は調査にあたり次の事項を遵守すること。

(1) 常に品位を保持し、調査に対する信頼を得るように努めること。

(2) 調査にあたって知り得た秘密の保持に努めること。

(3) 技術管理課、建設業指導室、公共工事契約課及び事業担当課は、情報を速やかに共有する等密接な連携を図るものとする。

附則

この要領は、平成19年 6月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年 6月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。